

### 第3章 重要課題への取組

法務省の人権擁護機関では、毎年その年度の「啓発活動重点目標」を定めるとともに、具体的な課題として、「啓発活動強調事項」を掲げ、人権啓発活動を実施しています。

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) こどもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別（同和問題）を解消しよう
- (6) アイヌ\*の人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病\*患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的マイノリティ\*に関する偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

【令和6年度 啓発活動強調事項】

本市においても、上記事項を踏まえるとともに、社会情勢の変化による新たな課題にも対応できるよう、きめ細やかに取組を推進していきます。

## 1 女性

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、性別により差別されないとされています。また立法的な措置として「男女共同参画社会基本法」、「男女雇用機会均等法」に加え、平成28年（2016年）には「女性活躍推進法」の全面施行、平成30年（2018年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行など、男女が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められつつあります。

本市では、平成28年（2016年）4月に「尾道市男女共同参画推進条例」を施行し、令和4年（2022年）3月に「あなたもわたしも自分らしく生きるまち尾道（第2次尾道市男女共同参画基本計画）」を策定しました。

しかし、「市民意識調査」において、「女性の人権について、どのような問題があると思うか」について聞いたところ、「古い考え方や社会通念、慣習・しきたりによる女性の活躍の制限」58.3%、「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的な扱い」51.1%、「職場において差別待遇を受けること」36.6%となっています。

性別にかかわらず誰もが、個性と能力を十分発揮し社会のあらゆる分野に共に参画するという理念について、市民への理解が十分浸透しているとは言えない状況にあります。こうした意識の変革を図るためには、男女共同参画に向けた啓発において、効果的な取組を行っていく必要があります。

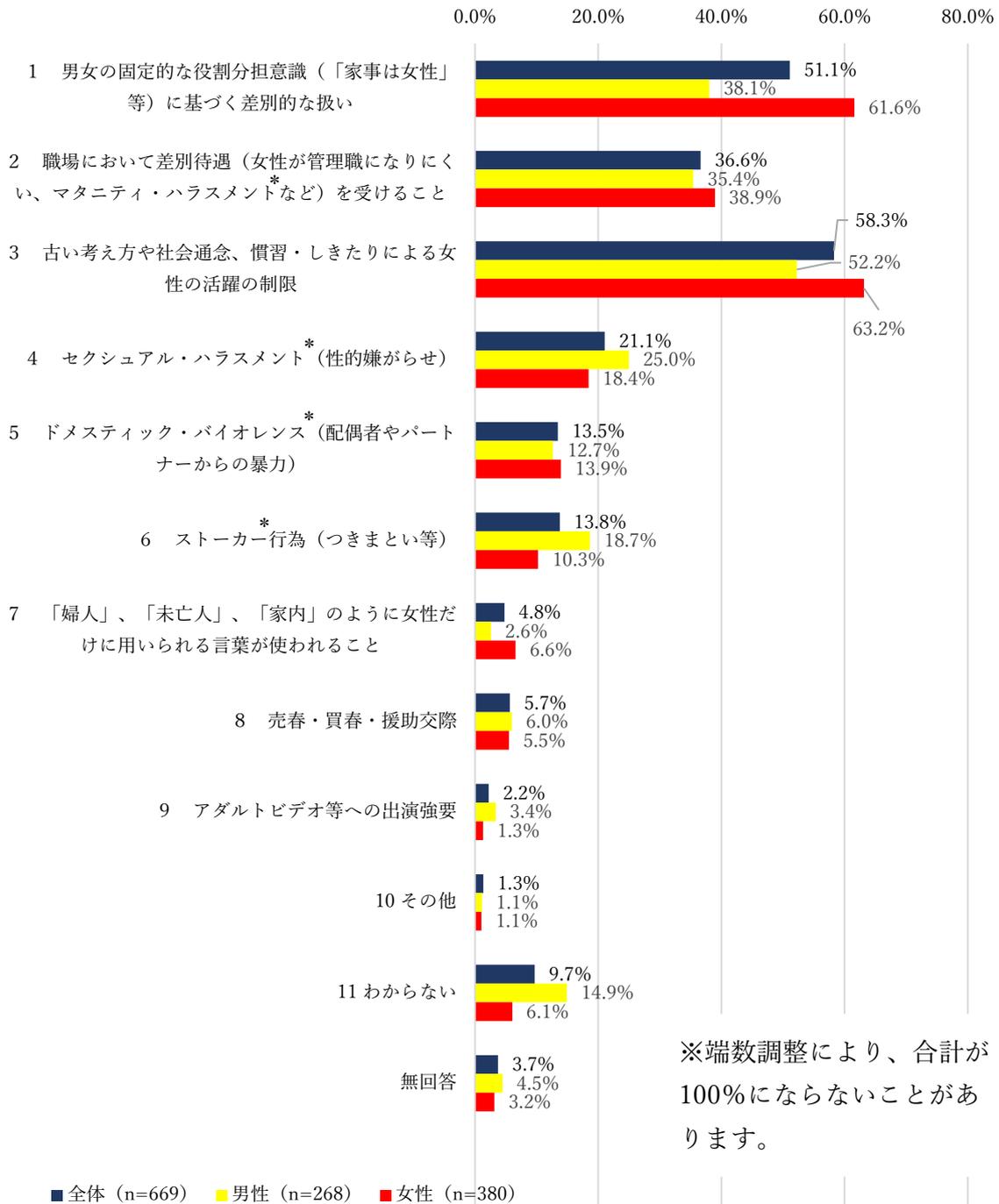
また、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアルハラスメント\*、ストーカー\*、デートDV\*など人権を侵害する事案が発生しており、被害者の多くは女性が占めているほか、被害を受けても相談しない人もいます。

「DV防止法」、「ストーカー規制法」等が改正されるなど立法的措置がとられています。未然防止や救済に向け、人権の重要性についての正しい知識と理解の啓発や相談窓口等についての周知が必要です。

このような状況を踏まえ、性別にかかわらず一人ひとりの人権を尊重する意識を醸成するため、互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができるよう啓発活動を充実させる必要があります。

# 女性の人権の問題

「市民意識調査」より



## 「重点取組項目」

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消、社会通念・慣習の見直し等を促進するため男女共同参画に関する啓発を推進します。
- ② あらゆる分野の政策・方針に女性の意見を取り入れるために、市の審議会等の委員への女性の登用の推進や事業所等において女性の役員や管理職が増えるよう、情報を提供するとともに、事業所等の環境づくりを支援します。
- ③ 雇用における男女機会均等や職場における男女平等を推進するために、企業等への啓発に取り組みます。
- ④ 様々な職場において、妊娠・出産・子育て等のライフイベントと両立しながら、安心して働き続けることができる環境づくりに向けて、セミナーの開催や職場研修への講師派遣等により、企業への理解促進を図ります。
- ⑤ 配偶者暴力やストーカー\*事案等あらゆる暴力などに対して、認知の段階から対処に至るまで、関係部門が情報共有・連携し、被害者の安全確保に向け、正しい理解と認識を深めるための啓発や被害が深刻化する前の早期相談につながる啓発を行います。
- ⑥ 地域及び家庭において男女が互いを尊重する意識を高めるために、多様な学習機会を提供します。



## 2 こども

こどもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」等においてその基本原理や理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされています。

平成25年（2013年）には「いじめ防止対策推進法」、平成26年（2014年）には「児童ポルノ禁止法」改正法が施行され、さらに平成28年（2016年）に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、児童福祉を保障するための原理が明確化されました。

また、令和4年（2022年）にはこども施策の基本理念を定めた「こども基本法」が制定され、令和5年（2023年）4月にはこどもにかかわる政策を統括する「こども家庭庁」が発足しています。

しかしながら、こどもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にあります。全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数も増加を続けており、こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶ちません。

また、全国の学校におけるいじめの認知件数も増加傾向にあり、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた重大事態の発生件数も大きく増加しています。

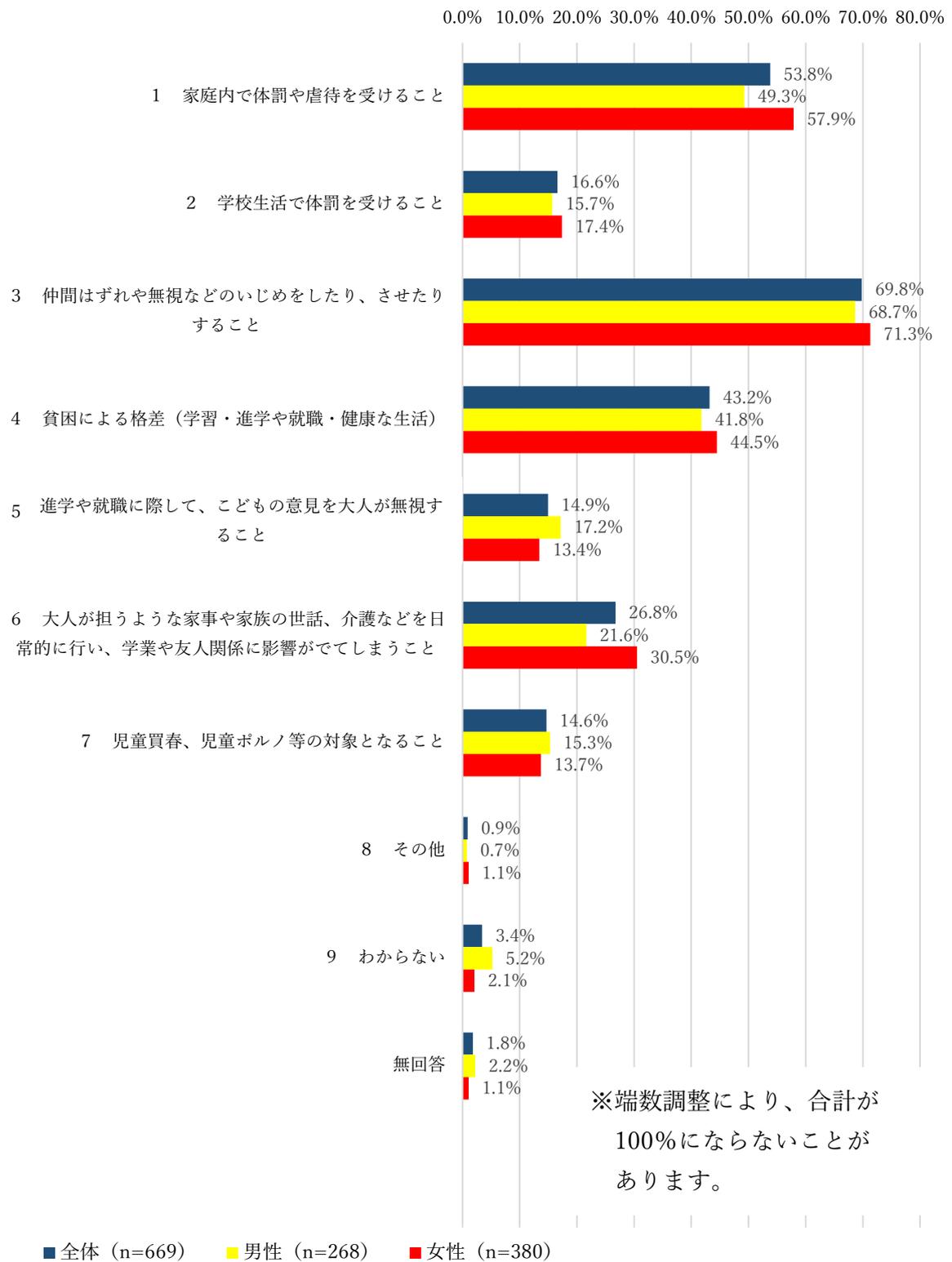
さらに、SNS\*に起因する犯罪による被害を受けるこどもの数も高い水準で推移しており、児童売買春・児童ポルノ、薬物乱用などによるこどもの健康や福祉を害する犯罪も多発しています。

「市民意識調査」において、「こどもの人権について、どのような問題が起きていると思うか」について聞いたところ、「仲間はずれや無視などのいじめをしたり、されたりすること」69.8%、「家庭内で体罰や虐待を受けること」53.8%、「貧困による格差」43.2%となっています。

このような状況を踏まえ、すべてのこどもが、その個性や人格が尊重されるとともに、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、権利の主体として自らのことについて意見を表明する機会を与えられるなど、持って生まれた能力を最大限に伸ばしながら健やかに成長することができる社会づくりのための取組を行う必要があります。

# こどもの人権の問題

「市民意識調査」より



## 「重点取組項目」

- ① こども自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、こども基本法、子どもの権利条約の内容等、こどもの権利について、周知・啓発を推進します。また、人権啓発を推進する中で、こどもの周りの大人が、こどもが権利の主体であることを理解し、尊重できるよう、様々な機会・媒体を活用して周知・啓発を推進します。
- ② 地域共生社会\*の理念を踏まえ、地域全体がこどもや子育て家庭を見守り、こどもの成長を支援する意識の醸成を図ります。
- ③ 児童虐待など、こどもの健全育成上重大な問題の解決に向けて、身近な相談機関や地域の支援体制を図るとともに、虐待に気付き、迅速に対応するために、啓発を推進し、関係機関の連携強化を図ります。
- ④ ヤングケアラー\*やいじめ、不登校、ひきこもり等、困難な状況にあるこどもへの支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含めた重層的な支援を推進するとともに、こどもの自殺対策を推進します。
- ⑤ こどもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、人権文化センター等における各種講座の学習機会の充実を図ります。
- ⑥ こどもが家庭において、基本的な生活習慣を身に付けるとともに、将来の自立に向けて十分に意見を表明することができるなど、心身の調和のとれた発達が図られるよう、保護者等が家庭教育について学ぶための機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努めます。



### 3 高齢者

我が国では、世界に類を見ない急速な高齢化が進行しており、令和5年（2023年）時点では高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は29.1%となっています。社会・経済の構造や国民の意識がこれに順応できるよう、早急な対応が課題となっています。また、都市部と地方では高齢化の進みが大きく異なり、本市の高齢化率は令和5年（2023年）時点では37.0%となっています。

本市の65歳以上人口は、平成30年（2018年）をピークに穏やかに減少し、75歳以上人口のピークは令和9年（2027年）と推計しており、少子化の影響等により高齢化率は引き続き上昇すると見込まれています。

国においては、平成7年（1995年）に制定した「高齢社会対策基本法」に基づき、令和6年（2024年）に「高齢社会対策大綱」を閣議決定し、（1）年齢にかかわらず希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築、（2）一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築、（3）加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築、の3つの基本的な考え方が示されています。

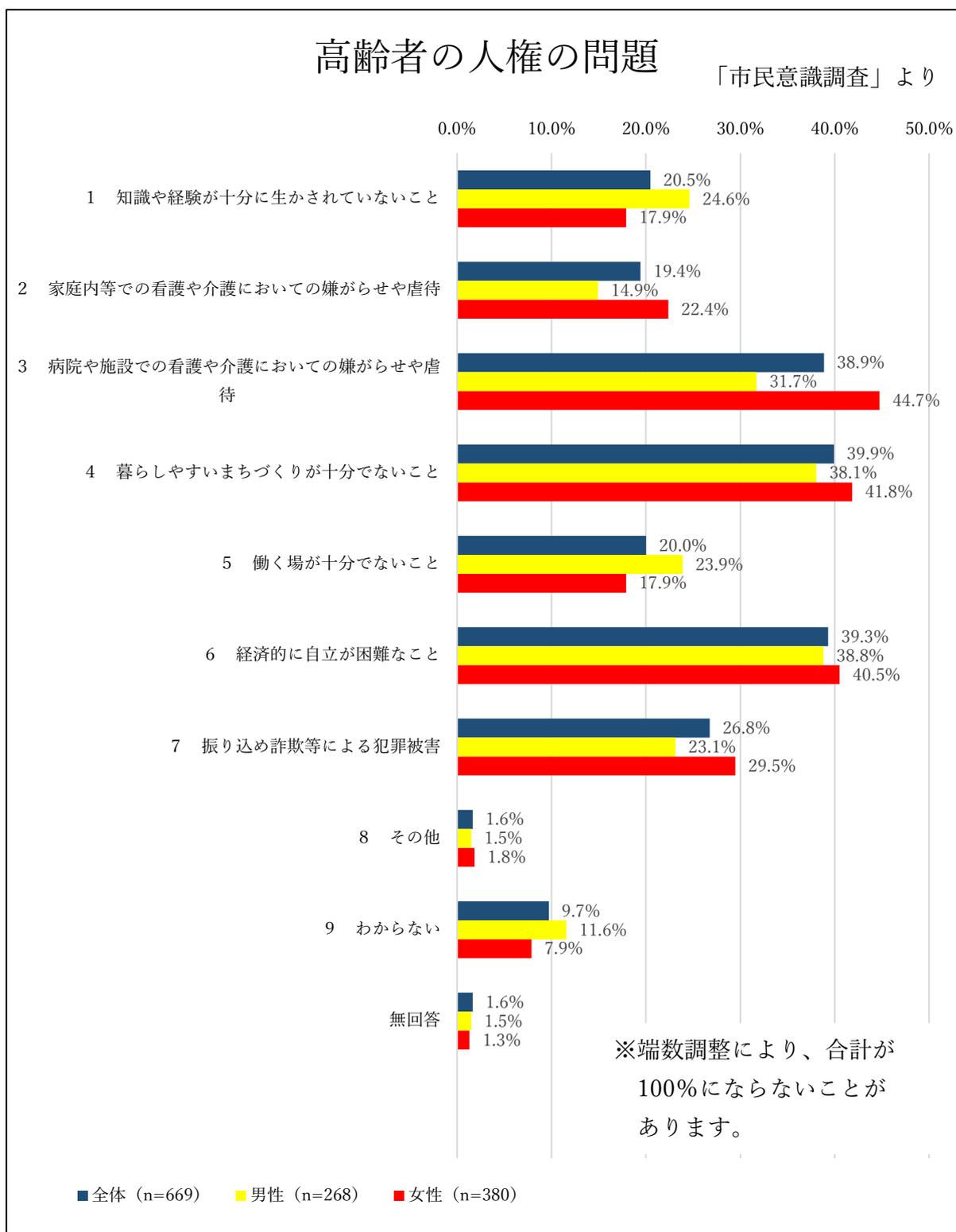
また、社会全体で高齢者の介護を支える「介護保険制度」や、判断能力が十分でない人の財産と権利を守り支援する「成年後見制度」、高齢者虐待の予防や早期発見・早期対応を図ることを目的とした「高齢者虐待防止法」など、高齢者の権利擁護の推進が図られています。

「市民意識調査」において、「高齢者の人権について、どのような問題があると思うか」について聞いたところ、「暮らしやすいまちづくりが十分でないこと」39.9%、「経済的に自立が困難なこと」39.3%、「病院や施設での看護や介護における嫌がらせや虐待」38.9%となっています。

このような背景には、少子高齢化や核家族化の進展により、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加したことに加え、生活様式の変化や価値観の多様化等により地域のつながりが希薄になっていることなどが考えられます。認知症の高齢者が家に閉じこもりがちになるなどといった社会環境も、高齢者の人権侵害につながる要因と言えます。

高齢者の人権尊重のためには、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるような取組を推進するとともに、高齢者が自分の尊厳を

保ちつつ安心して暮らしていけるよう、認知症や虐待等についての正しい知識や権利擁護に関する理解を深めていくことが必要です。



## 「重点取組項目」

- ① 高齢者の人権についての認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化します。
- ② 「敬老の日」等における行事を通じ、広く市民が高齢者の福祉について関心や理解が深まるよう啓発に努めます。
- ③ 高齢者の豊かな知識や経験が地域に還元され、活力ある地域社会を築くために、高齢者の就労・就労的活動・ボランティア活動などの社会参加を促進します。
- ④ 高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりや、自分の尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう、認知症や虐待等に関する正しい知識や権利擁護に関して普及啓発を行います。
- ⑤ 地域で暮らす高齢者を医療・介護・福祉・権利擁護など様々な面からサポートする「地域包括支援センター」について、広く市民に周知するとともに、高齢者や家族等の相談を受けやすい体制づくりに努めます。
- ⑥ 判断能力が十分でない人や虐待等により様々な困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し安心して生活していけるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携しながらその権利や財産を守るよう支援します。



## 4 障がいのある人

平成23年（2011年）に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。

さらに、「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」等、国内法が整備されるとともに、平成26年（2014年）には「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

また、「障害者差別解消法」においては、公的機関に義務付けられていた「合理的配慮の提供」が令和3年（2021年）の改正により令和6年（2024年）4月からは事業者にも義務付けられるなど、障がいのある人への権利擁護が進められています。

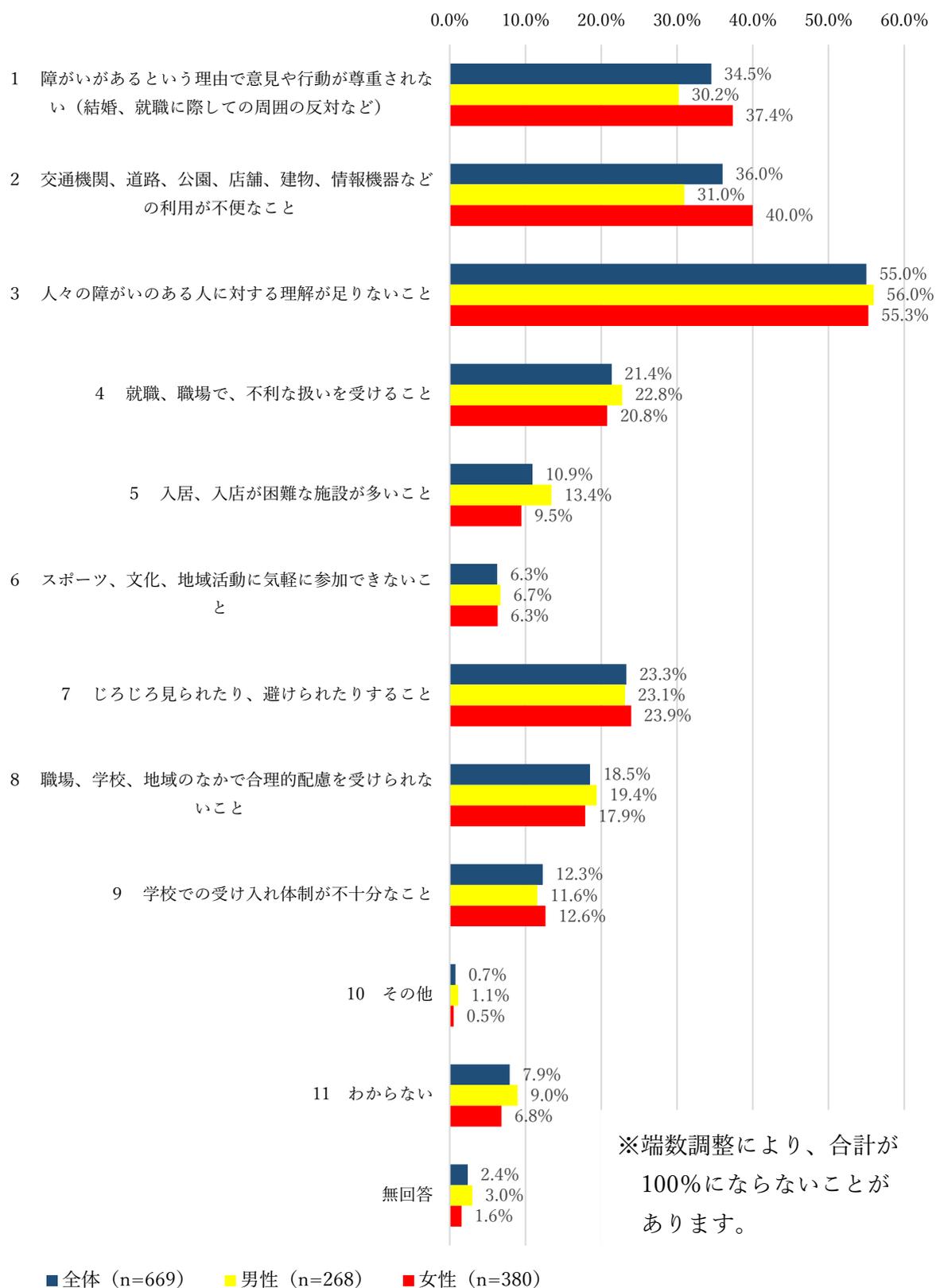
本市においても、障害の有無にかかわらずすべての市民が人格と個性を尊重しながら共生する「地域共生社会\*」を目指し、「尾道市第5次障害者保健福祉計画・尾道市第7期障害福祉計画・尾道市第3期障害児福祉計画」をはじめとする様々な施策を推進しています。

「市民意識調査」において、「障がいのある人の人権について、どのような問題があるか」について聞いたところ、「人々の障がいのある人に対する理解が足りないこと」55.0%、「交通機関、道路、公園、店舗、建物、情報機器などの利用が不便なこと」36.0%、「障がいがあるという理由で意見や行動が尊重されない」34.5%となっているように、障がいのある人が日常生活又は社会生活を営むうえでは、いまだ様々な障壁があり、不自由、不利益又は困難な状況におかれています。さらに、障害や障がいのある人に対する誤った認識や偏見から生じる差別も依然として存在しています。

このため、「こころのバリアフリー\*」や「ノーマライゼーション\*」の考え方を普及し、障がいのある人に対する偏見や差別意識を解消するための様々な啓発活動を継続的に行う必要があります。

# 障がいのある人の人権の問題

「市民意識調査」より



## 「重点取組項目」

- ① こころのバリアフリー\*や障がいのある人に対する差別意識を解消するための啓発を行い、すべての人が生活しやすい社会となるよう、ノーマライゼーション\*の考え方の普及に努めます。
- ② 障害者差別解消法に基づき、お互いの人格と個性を尊重しあう共生社会の理念を普及するため、市民向け出前講座等の開催とともに、ケーブルテレビ放送、FM放送を通じた啓発や企業等に対しても更なる周知を図ります。また、地域自立支援協議会権利擁護部会において、関係機関等から提供された差別に関する相談又は相談に係る事例を協議するほか、地域における差別を解消するための取組を協議します。
- ③ 障がいのある人とその家族の個別ニーズに応じた専門的な相談機能の充実など、ライフステージ\*に応じた相談体制の充実を図ります。
- ④ 障がいのある人が社会参加しやすい体制・環境を整備するため、コミュニケーション支援事業（手話通訳者、要約筆記者の派遣など）の利用拡大に努めます。
- ⑤ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する尾道市職員対応要領」に基づき、窓口等での不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を行うとともに、手話通訳のできる職員の確保や筆談による対応及び車いすで来庁しやすい動線を確保するなど、合理的配慮に努めます。
- ⑥ 障害者差別解消法や障がいのある人を取り巻く制度、多様化する障害への理解に向けて、職員研修等を通じ、市職員の意識や知識の向上を図ります。



### 障害者のための国際シンボルマーク

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。  
特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

【出典：（財）日本障害者リハビリテーション協会】

## 5 部落差別（同和問題）

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、一部の人が長い間経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお日常生活上の様々な差別を受けている、我が国固有の人権問題です。

この問題の解決に向けて、昭和44年（1969年）の「同和对策事業特別措置法」、昭和57年（1982年）の「地域改善対策特別措置法」、昭和62年（1987年）の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」によって、本市でもこれまで各種の特別対策を展開してきました。

この結果、環境整備等については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、平成13年度（2001年度）末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、特別対策を終了し、その後の施策については、地域の状況や事業の必要性に応じ、一般施策で対応することになりました。しかしながら、インターネット上の差別的な書込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別投書・差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。

こうした中、平成28年（2016年）には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別解消推進法」が施行されました。

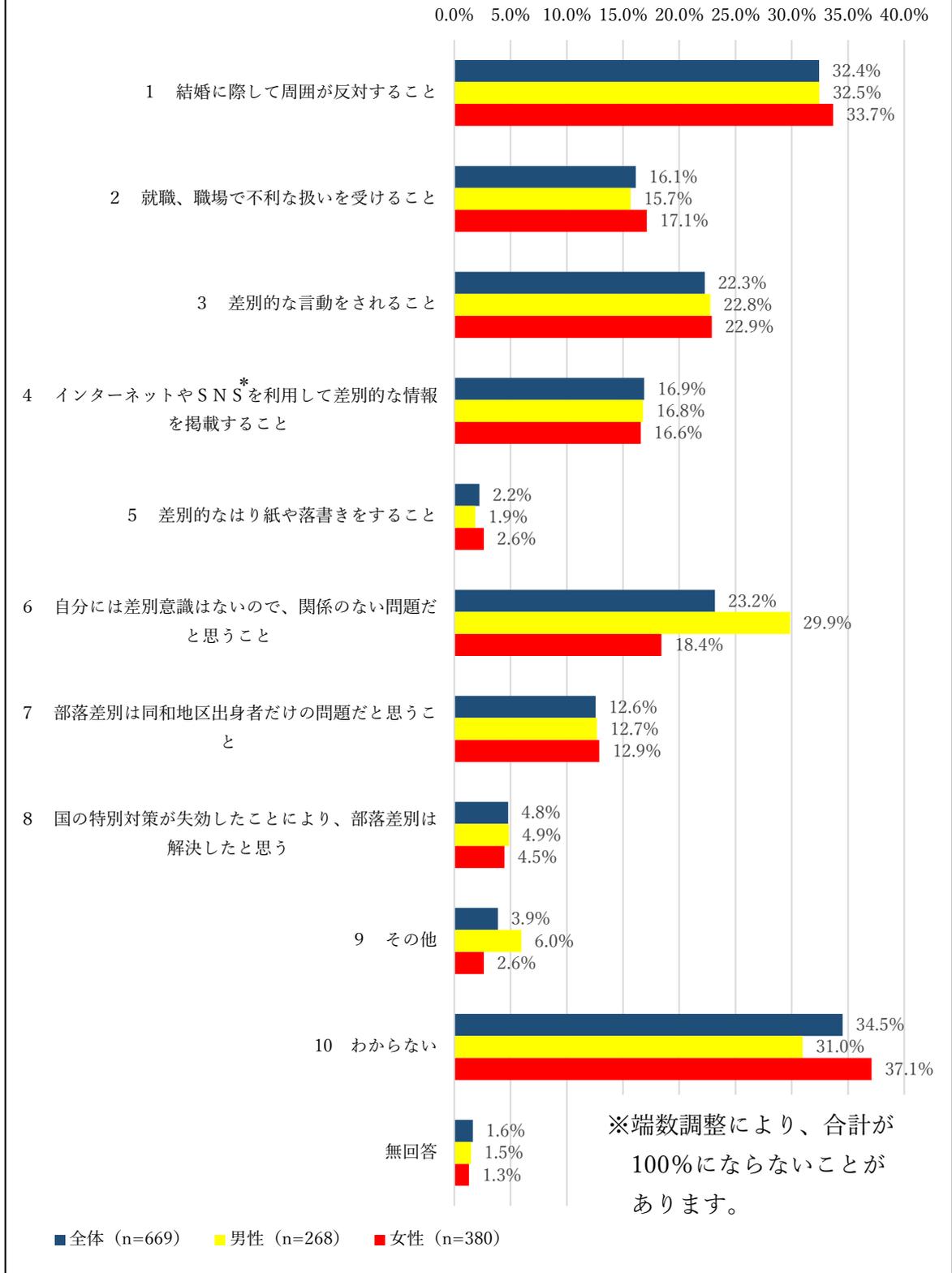
本市においても、差別意識の解消に向け、人権啓発に取り組んできましたが、「市民意識調査」において、「部落差別について、どのような課題があると思うか」を聞いたところ、「結婚に際して周囲が反対すること」32.4%、「差別的な言動をされること」22.3%となっているように、この問題に関する差別意識は依然として存在しており、今後とも粘り強く取り組んでいくことが求められています。

一方で、「わからない」という回答が34.5%となっていることから、認知度や関心度が高いとは言えない結果となっています。

このような状況を踏まえ、市民一人ひとりが部落差別（同和問題）について正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消するための啓発活動を引き続き推進していく必要があります。

# 部落差別の課題

「市民意識調査」より



## 「重点取組項目」

- ① 部落差別（同和問題）について正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消するため、市民を対象とした講演会や広報紙等により、各種の啓発活動を引き続き実施します。
- ② 地域社会全体における福祉の向上と人権啓発の市民交流の拠点である本市人権文化センター、ふれあいセンター、ふれあい館において、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に推進します。
- ③ 尾道人権擁護委員協議会が行う人権相談等の取組を支援するなど、人権相談体制の充実に努めます。
- ④ 人権問題に取り組んでいる尾道人権啓発企業推進協議会と連携して公正な採用選考により、就職機会が均等に確保されるよう啓発を推進するほか、企業の研修会等への支援を行います。
- ⑤ インターネットへの悪質な書込みなど、不適切なものをモニタリング（監視）し、プロバイダ\*に対し当該書込みの削除を求めることを継続します。
- ⑥ 社会教育施設等における人権問題に関する講座や事業等を充実することにより、人権尊重思想の普及・高揚に努めます。



## 6 外国人

国では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチ\*であるとして社会的に関心を集めたことから、平成28年(2016年)に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

また、外国人の技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るために平成29年(2017年)に施行された「技能実習法」には、技能実習生に対する人権侵害行為等についても禁止規定等が設けられました。

しかし、言語、宗教、習慣等の様々な違いを背景に、外国人の就労に際しての差別のほか、こどもの教育や入居・入店拒否など様々な問題が生じており、依然として外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況が存在するとともに、地域とのつながりが希薄で孤立しやすい状況もみられます。

本市に居住している外国人は、平成25年(2013年)には約1,500人でしたが、令和5年(2023年)には約3,700人と増加しており、全人口に占める割合も2.87%となっています。

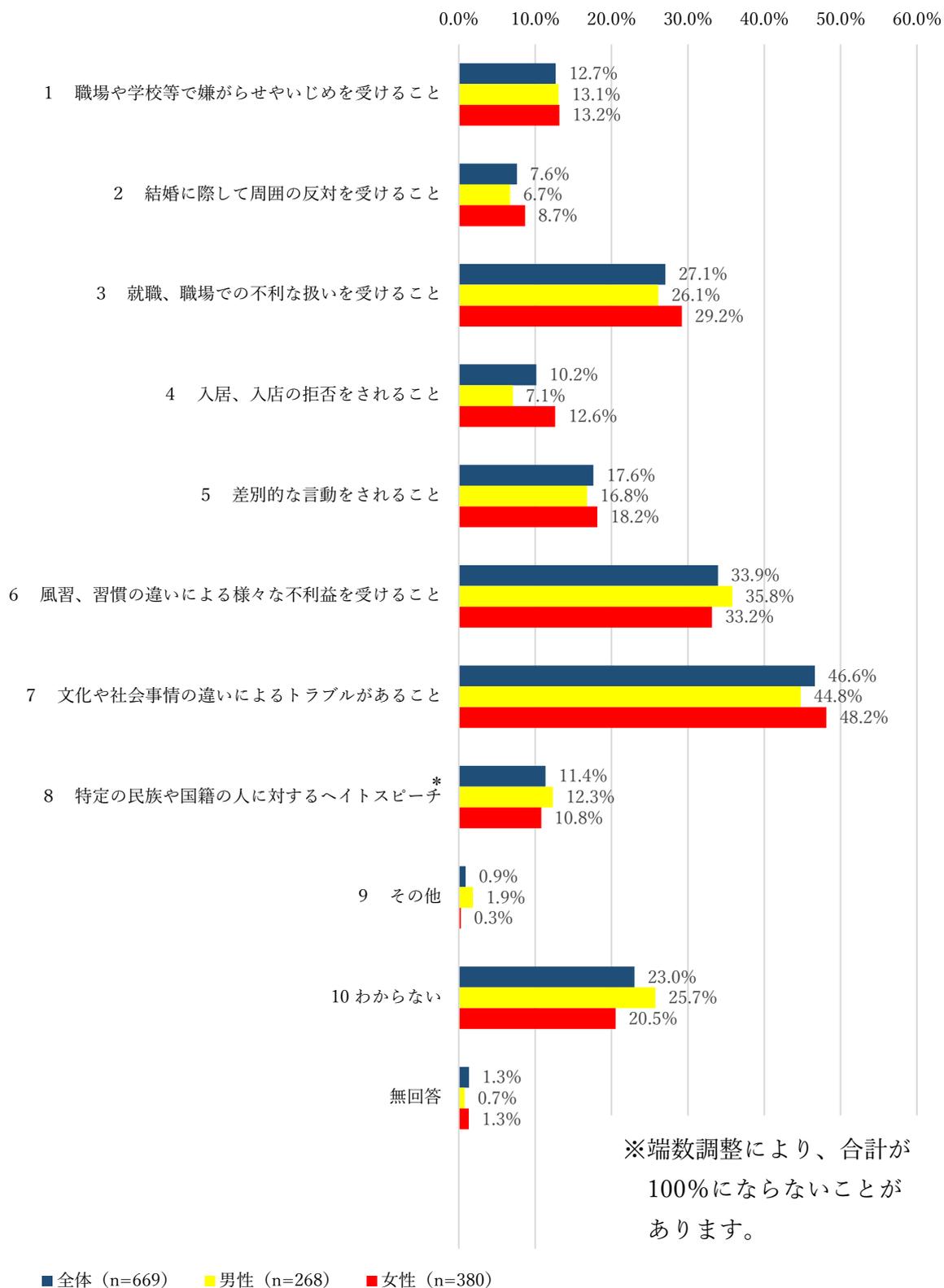
こうした中、本市では、国籍や文化の違いを認め合い、市民と外国人がともに暮らしやすいまちづくりを推進するため、市政情報発信充実事業や国際交流推進事業などに取り組んでいます。

「市民意識調査」において、「日本に居住している外国人の人権について、どのような問題があると思うか」を聞いたところ、「文化や社会事情の違いによるトラブルがあること」46.6%、「風習や習慣の違いによる様々な不利益を受けること」33.9%となっています。

このような状況から、SDGs\*の概念も踏まえ、本市に居住している外国人が、地域において孤立することなく安心して生活できるよう、多様性を認め、ともに生きていくという意識を育むための啓発を行う必要があります。

# 日本に居住する外国人の人権の問題

「市民意識調査」より



## 「重点取組項目」

- ① 異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。
- ② 外国人市民と日本人市民との相互理解、異文化理解を深めるための交流事業を推進するとともに、外国人市民の地域社会への参画を促進し、外国人市民も共に活躍できる環境づくりを推進します。
- ③ 外国人市民が安心して生活できるよう、多言語での情報提供や、相談対応等、生活環境の充実を図ります。
- ④ 社会教育施設等における異文化理解に関する講座や交流事業等を充実することにより、人権尊重思想の普及に努めます。



## 7 感染症患者等

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、感染者やその家族・医療従事者等に対する不当な差別、偏見、プライバシー\*侵害等様々な人権侵害が顕在化しました。このような事例を踏まえれば、特定の感染症にかかわらず市民一人ひとりが感染症について正しい知識を持ち、思いやりと良識ある行動ができるよう啓発を行う必要があります。

ここでは、H I V\*感染者等とハンセン病\*患者・元患者等について取り上げます。

### (1) H I V感染者等

エイズ患者やH I V感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできましたが、そのことが原因となって、診療拒否、就職拒否、職場解雇など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。

しかし、H I V感染症の主な感染経路は、「性的接触による感染」、「血液を介する感染」、「母子感染」の3つの経路に限られているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近年の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を予防したり、遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

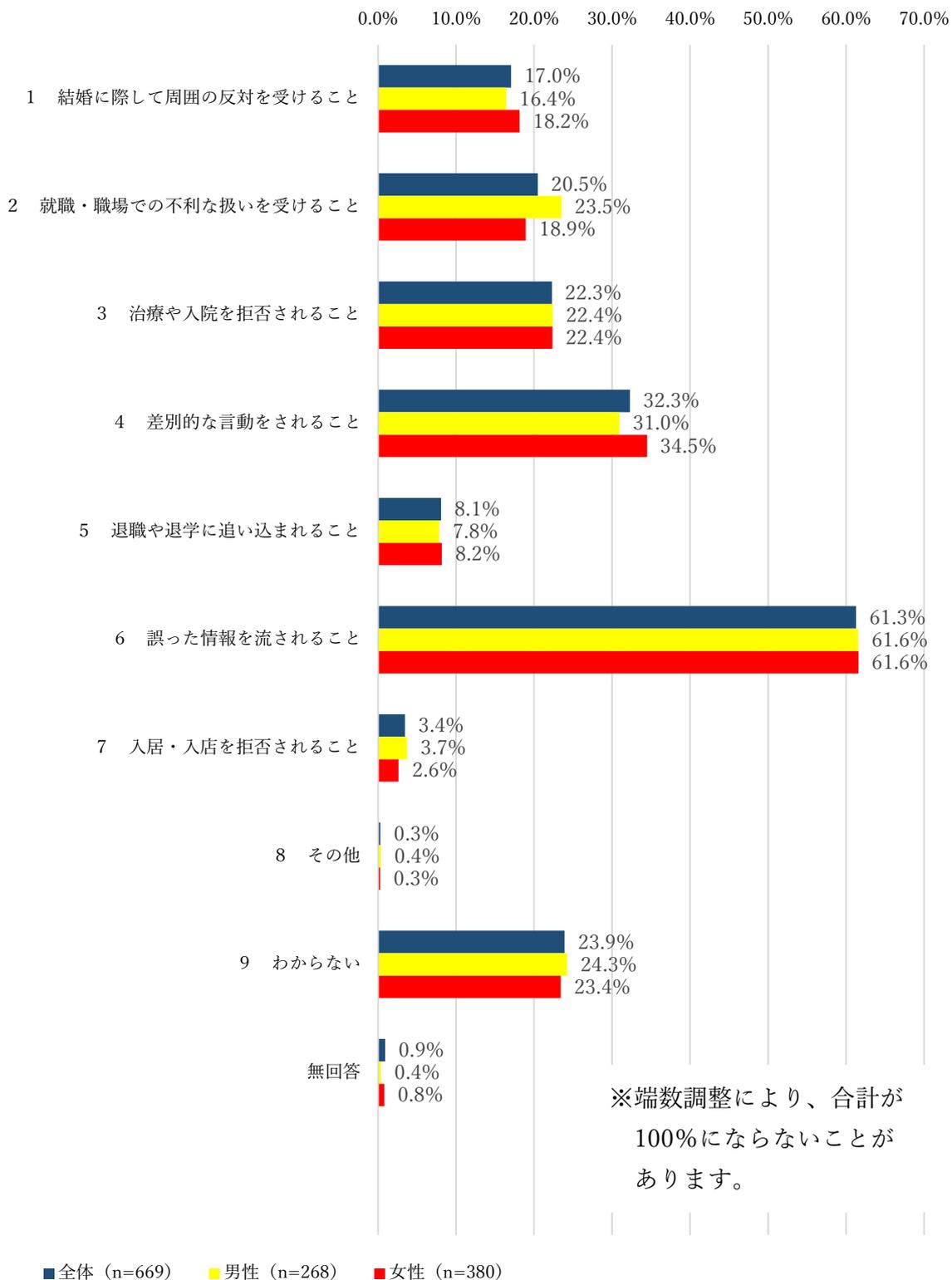
「市民意識調査」において、「エイズ患者など感染者の人権について、どのような人権問題があると思うか」を聞いたところ、「誤った情報を流されること」61.3%、「差別的な言動をされること」32.3%となっています。

しかしながら、「わからない」という回答も23.9%あり、認知度や関心度が低いことが伺えます。

このような状況を踏まえ、正しい知識と行動を取ることでより安心して暮らせることや、すべての人の生命の尊さ、生きることの大切さを広く市民に伝えていく必要があります。

# エイズ患者など感染者の人権の問題

「市民意識調査」より



## (2) ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病\*は、らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症ですが、感染力は弱く、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。しかし、かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、特に昭和6年(1931年)以降、患者は法律により療養所に強制隔離され、家族も偏見や差別にさらされてきました。

こうした政策は、昭和30(1955)年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白になった後も依然として改められることはありませんでした。平成8年(1996年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく隔離政策は終結することとなりましたが、療養所入所者の多くは、家族や親族との関係を絶たれ、入所者自身も高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ず、また患者・元患者に対する入居拒否等の差別や嫌がらせにより社会復帰が困難な状況にあります。

このような状況のもと、平成13年(2001年)にハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下され、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされたことを踏まえ、平成21年(2009年)にハンセン病問題の解決の促進に関する必要な事項などを定めた「ハンセン病問題基本法」が施行されました。

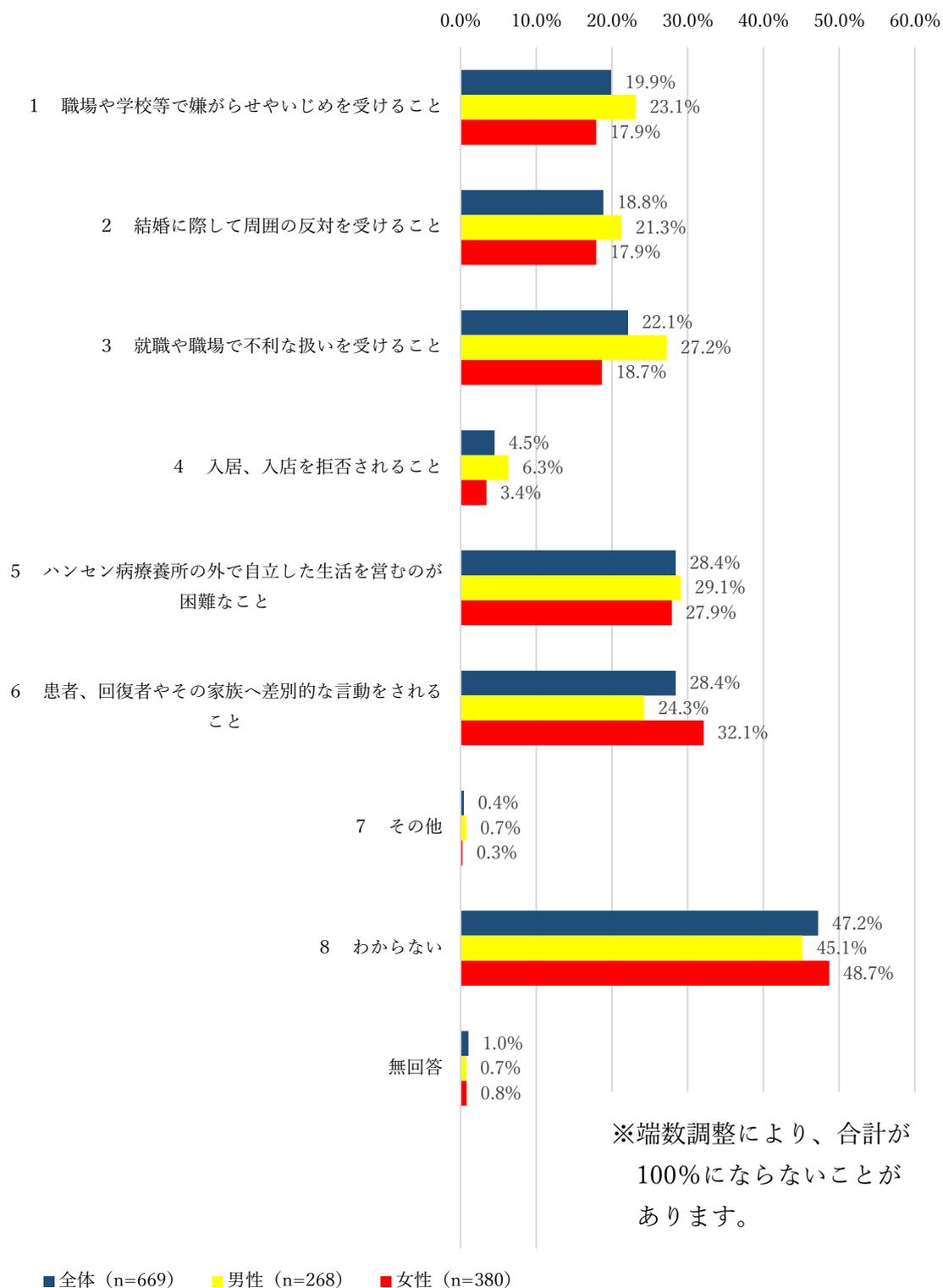
このことにより、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつあります。

また、令和元年(2019年)には元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意が示された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の制定及び「ハンセン病問題基本法」が改正されました。

「市民意識調査」において、「ハンセン病患者・回復者やその家族の人権について、どのような問題があると思うか」を聞いたところ、47.2%が「わからない」と回答しています。

このような状況を踏まえ、本市でも、病気に対する正しい知識や、すべての人の生命の尊さ、生存することの大切さを広く市民に伝えるとともに、ハンセン病患者及び元患者、そしてその家族に対する偏見や差別意識をなくすための啓発を行う必要があります。

## ハンセン病\*に関する人権の問題 「市民意識調査」より



## 「重点取組項目」

- ① 「感染症予防法」の基本理念を踏まえ、感染症に対する正しい理解と知識の普及に努めます。
- ② エイズ患者やH I V\*感染者に対する偏見や差別意識を解消し、H I V感染症及びその感染者等への理解を深めるために、広報活動及び啓発活動を推進します。
- ③ ハンセン病\*患者等に対する偏見や差別を解消し、療養所に入所しているハンセン病回復者が円滑に社会復帰でき、地域社会で生き生きと暮らすことができるよう、ハンセン病についての正しい理解と知識の普及に努めます。
- ④ 新型コロナウイルス感染症をはじめ新たな感染症に関しても、感染者やその家族・医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を防ぐため、正しい知識と理解促進について啓発します。
- ⑤ 感染症に係る人権侵害防止のため、正しい知識について、啓発物やイベント等様々な機会を活用した啓発を行います。



## 8 犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、興味本位のうわさや心ない中傷などによる精神的被害やプライバシー\*侵害など二次的被害に苦しめられることもあります。

また、犯罪の態様によっては捜査機関に被害を届け出ない被害者が相当数存在するほか、県の調査によると、支援機関である犯罪被害者等支援窓口を知らない人の割合は約4割という状況になっています。

犯罪被害者等が置かれた状況に対する市民の理解を深めるための啓発を行うとともに被害の潜在化を防ぎ、必要な支援を受けることができるよう犯罪被害者等支援窓口の周知に取り組む必要があります。

国では、平成16年（2004年）に犯罪被害者等の権利利益の保護や施策の基本理念及び国が地方公共団体の責務や実施する施策への国民の協力責務を規定した「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、令和6年（2024年）に「犯給法施行令」が改正され、給付金額の増額等が図られました。

「市民意識調査」において、「犯罪被害者・家族の人権について、どのような問題があると思うか」を聞いたところ、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」57.4%、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」52.3%、「事件のことに關して、周囲にうわさ話をされること」44.7%となっています。

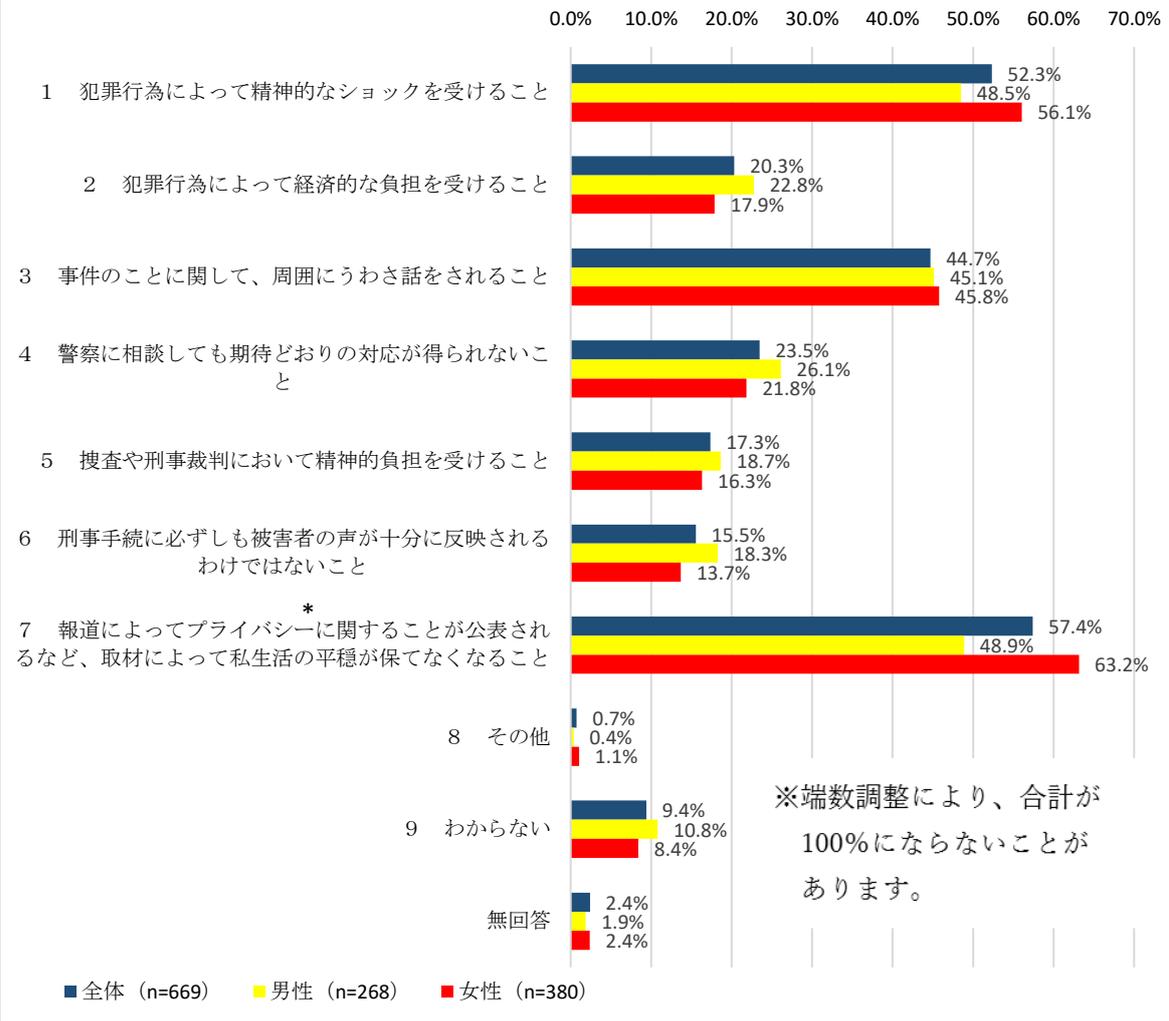
このような状況を踏まえ、犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益が保護されるよう、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることの重要性について、市民の理解や共感を深めるための啓発を行っていく必要があります。



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョuttoちゃん」

## 犯罪被害者・家族の人権の問題

「市民意識調査」より



### 「重点取組項目」

- ① 犯罪被害者等が置かれた状況に対する市民の理解を促進するとともに、相談窓口の認知度向上を図るため、民間支援団体や関係機関と連携して啓発に努めます。
- ② 犯罪被害者等支援施策に取り組む意義及び必要性を理解し、犯罪被害者等個々の状況に応じた適切な支援を提供できるよう、新たに関係団体職員等に対し、基礎的知識や具体的な対応の習得を目的とした研修等を支援します。
- ③ 新たに犯罪被害者等支援施策に関する情報などを一元的に集約し、犯罪被害者等や支援者が幅広く活用できるよう市のホームページ等で発信します。

## 9 インターネットを使った人権侵害

スマートフォンやタブレット端末等の普及により、インターネットはより身近になり生活に欠かせないものとなっています。一方で、インターネットを使った人権侵害は深刻さを増しています。また、個人の情報を不正に収集・利用・提供することによる人権侵害も引き起こされています。

インターネットにおいては、電子メールやLINE\*などの特定の利用者間の通信のほかに、ネットニュースやSNS\*を利用する不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がありますが、いずれも発信者に匿名性があること、情報発信が技術的・心理的に容易にできることが特徴です。

「市民意識調査」において、「インターネットを使った人権侵害について、どのような問題があると思うか」を聞いたところ、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」75.5%、「差別的な情報を掲載した人を厳しく罰する決まりがないこと」46.6%となっており、それらに加えて、個人情報やプライバシー\*情報が掲載されること、出会い系サイト等が犯罪を誘発する場となっていることなどに対する不安が多くなっています。

国においては、高度情報通信社会における個人情報の取扱いに関し、平成14年（2002年）に「プロバイダ\*責任制限法」、平成17年（2005年）に「個人情報保護法」、平成21年（2009年）に「青少年インターネット環境整備法」を施行しました。

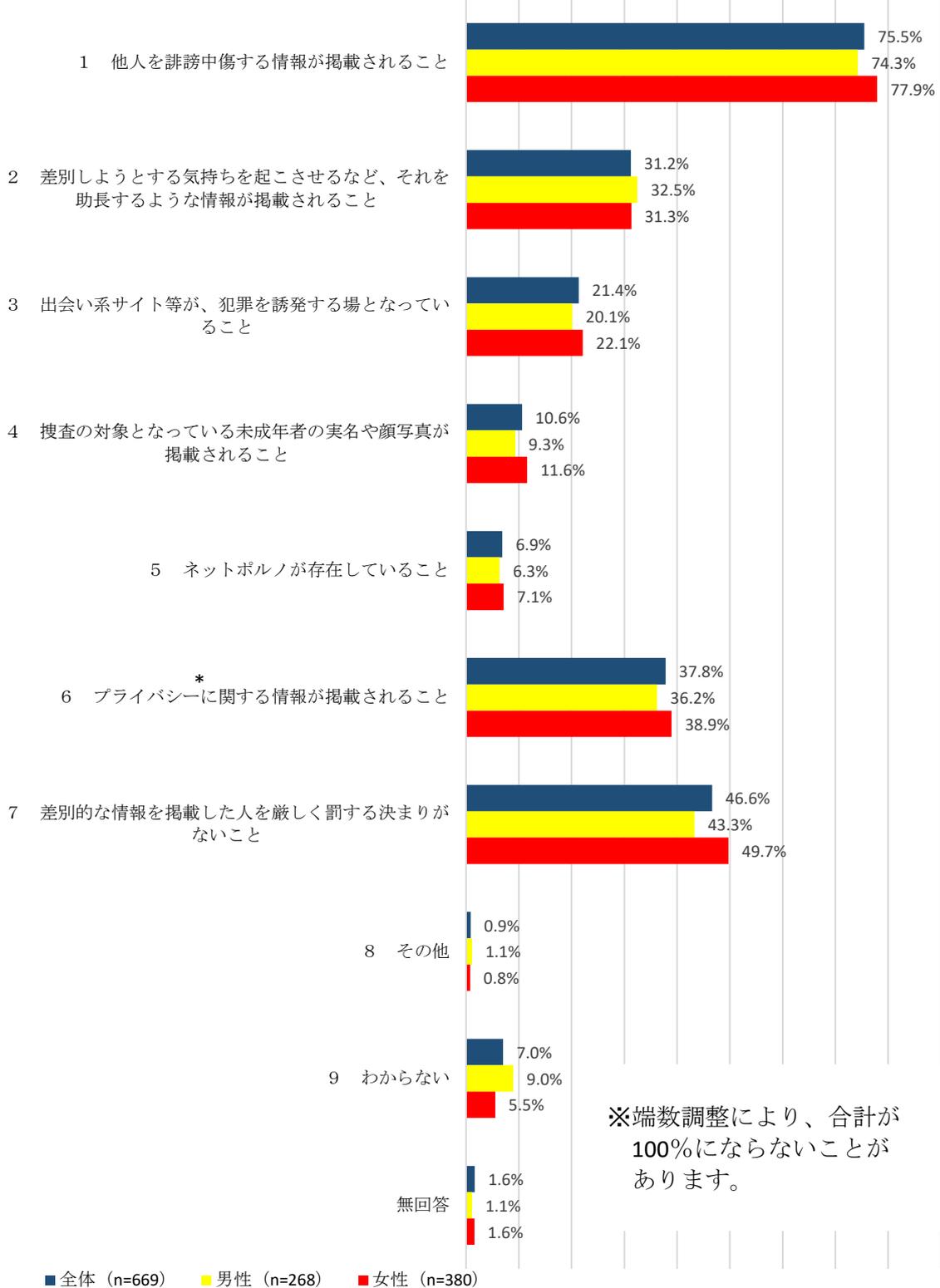
また、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、令和6年（2024年）に「情報流通プラットフォーム対処法（プロバイダ責任制限法の一部改正）」が成立し、大規模プラットフォーム事業者\*に対し、対応の迅速化、運用状況の透明化に係る措置の義務づけなど、制度的な見直しが行われました。

このような状況を踏まえ、広く市民に対して、個人情報の取扱いや、プライバシー・名誉に対する正しい理解を促し、インターネット上の誹謗中傷、個人情報やプライバシー情報、事実でない情報の拡散が、深刻な人権侵害につながることを知っていただくため、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル\*・情報リテラシー\*について啓発を推進する必要があります。

# インターネットを使った人権侵害の問題

「市民意識調査」より

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 90.0%



※端数調整により、合計が100%にならないことがあります。

## 「重点取組項目」

- ① 社会生活の中で情報や情報技術が果たす役割やその及ぼす影響に関する理解を促すとともに、情報モラル\*・情報リテラシー\*の必要性や情報に対する責任等について理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ② 尾道市次世代育成のための電子メディア対策委員会と連携し、家族ふれあいデー、「電子メディアとの付き合い方」の標語募集、電子メディアに係る被害者にも加害者にもならないための自己発信責任についての啓発等の各種取組を推進します。
- ③ インターネットへの悪質な書込みなど、不適切なものをモニタリング（監視）し、プロバイダ\*に対し当該書込みの削除を求めることを継続します。



## 10 性的指向・性自認

国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、「性的指向\*・性自認\*（性同一性）に関することについては、現在幅広く議論が行われているところであり、こうしたことも含め、多様性を尊重することが重要であることは当然である」とされていますが、社会全体に性的指向や性自認を理由とする偏見や差別等は不当であるという認識は広がりつつあるものの、依然として、同意のない性的指向・性自認の暴露（アウトティング\*）が起きるなど、地域や職場、学校など様々な場面で周囲の無理解・偏見等によるハラスメントや、差別的な取扱い等が起きています。

そうした中、令和5年（2023年）6月には性的指向や性自認にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布、施行されました。

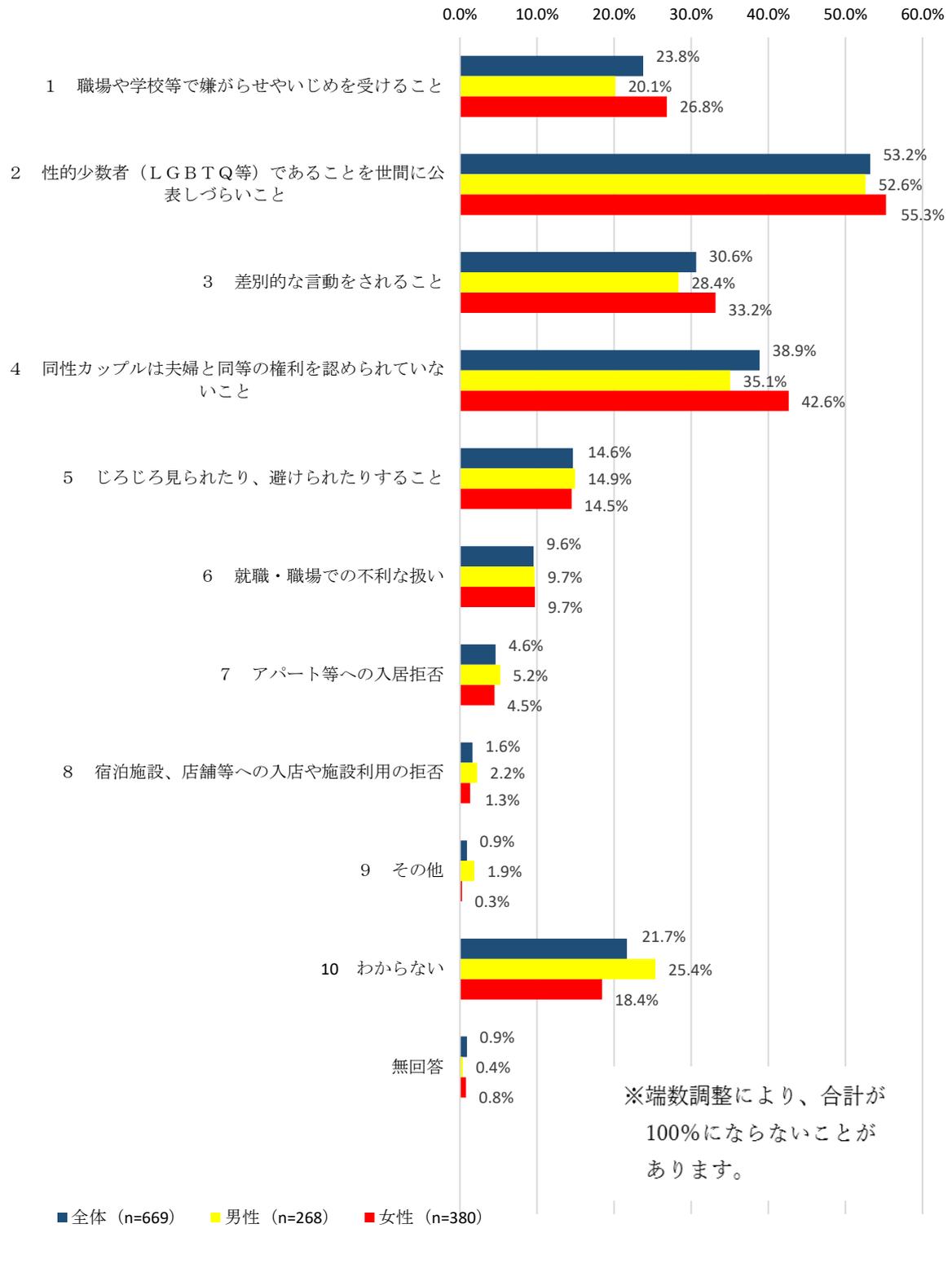
また、同性カップルの関係を認知するパートナーシップ宣誓制度\*を導入する自治体が全国的に増えているほか、司法の場においても、同性婚を禁止する民法の規定について「違憲」や「違憲状態」との判断が示されるなど、同性カップルの権利拡大についても議論されているところです。

「市民意識調査」においては、「性的少数者に関する人権について、どのような問題があると思うか」を聞いたところ、「性的少数者（LGBTQ等）\*であることを世間に公表しづらいこと」53.2%、「同性カップルは夫婦と同等の権利を認められていないこと」38.9%、「差別的な言動をされること」30.6%となっています。

このような状況を踏まえ、当事者が抱える困難や生きづらさが解消されるよう、地域社会や職場等での理解を深める取組が必要です。

# 性的少数者\*に関する人権の問題

「市民意識調査」より



## 「重点取組項目」

- ① より多くの市民が、自分の周りに、性的指向\*・性自認\*に悩んでいる人や、当事者がいる可能性があることを自覚してもらえるよう、人権啓発イベントや性的指向・性自認に関する啓発冊子の配布、パネル展示など、あらゆる機会を捉えた啓発を実施し、市民の理解を推進します。
- ② 企業や医療機関、福祉施設などで相談を受ける立場の人や人事担当者など、人権啓発に携わる人に対して、性的指向・性自認に関する正しい知識や、具体的な悩みに関する事例によって研修を行うなど、理解の促進を図ります。
- ③ 性的指向や性自認に関する悩みを抱えている人が、「性」に関することやこころの健康に関することなどの相談窓口を気軽に利用できるよう、効果的に窓口の認知度の向上を図ります。
- ④ パートナーシップ宣誓制度\*等について、国の動向を注視しつつ、制度の研究に努め、多様性に配慮した政策を推進します。



## 11 その他の人権問題

### 【孤独・孤立の問題】

令和6年（2024年）に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すために、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組が定められました。

本市においては、法施行以前より、孤独・孤立の問題を重要な課題であるとして、令和4年度（2022年度）から講演による啓発や多機関協働による連携に基づく包括的支援に取り組んでいます。

また、ひきこもりの状態にある人やその家族及び権利擁護に関する課題を抱える人への支援体制の構築及び孤独・孤立のない地域づくりを重点課題とし、官民協働の水平的連携によって、孤独・孤立対策を推進しています。

### 【刑を終えて出所した人】

平成28年（2016年）に「再犯防止推進法」が施行され、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進するなど、再犯防止施策を推進することとされています。本市においても、令和2年度（2020年度）から5年を区切りとした「尾道市再犯防止推進計画」を策定しています。

しかしながら、根強い偏見や差別意識により、極めて厳しい状況を生み出し、社会の一員として円滑に生活を営むことが困難となっています。また、未決拘禁者（被告人及び被疑者）の人権も守られる必要があります。

さらに、高齢者犯罪では、受刑者の高齢化が進み、要介護者も増加しており、一部の刑務所では高齢者施設の様相を呈しており、頼る身寄りのない高齢の出所者が、衣食住を満たすために軽犯罪を繰り返す場合もあり、「貧困」、「犯罪」、「認知機能の低下」などが複雑に絡み合った問題となっています。

### 【アイヌの人々】

アイヌ\*の人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラ（神謡）などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、令和元年（2019年）に「アイヌ施策推進法」が施行されました。

このような状況を踏まえ、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための啓発が必要です。

### 【北朝鮮当局による拉致問題等】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。平成14年（2002年）年9月の日朝首脳会談を経て、同年に5名の拉致被害者が帰国しましたが、その他の被害者については、いまだに帰国が実現していません。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発を図ることが求められます。

ほかにもホームレスに対する偏見や差別の問題、人身取引（トラフィッキング\*）の問題、震災等の災害に起因する偏見や差別の問題など、様々な人権問題があります。

このような様々な人権にかかわる問題に対して、すべての人々の人権が尊重され、ウェルビーイング\*を実感できる地域社会づくりに向け、人権に関する知識の普及や差別や偏見の解消に向けた啓発を推進していく必要があります。